

別記様式（指導監査結果の公開に係る実施要領 第3条第2項、第6条第2項）

法人指導監査結果概要

法人の名称	社会福祉法人 府馬保育園		
実施年月日	令和2年2月18日	改善報告書提出日	令和2年4月17日
文書指摘の内容		改善状況	
<p>（法人運営）</p> <p>平成28年度以降、資産の総額の変更登記が行われていない。</p> <p>平成28年12月28日付理事会にて選任された評議員選任・解任委員の委嘱手続きがされず、各委員の就任承諾書もない。また、当委員会の開催日時、理事会からの評議員候補者推薦の審議及び決議内容の議事録がなく、法令及び定款に定める適正な評議員の選任手続きが行われていない。</p> <p>各評議員の就任承諾書がなく、指導監査時に提出された評議員名簿には職員を兼ねる者が就任されていた。</p> <p>定時評議員会の招集・運営については、理事会決議に基づく、定時評議員会の開催日時及び場所、議案事項、招集通知の発送日・方法等を内容とする理事会議事録がない。法令に従い適正に定時評議員会の招集を行うこと。</p>		<p>（法人運営）</p> <p>法定期限が遵守されていなかったため、今後の資産変更登記については法定期限を遵守する。</p> <p>平成29年3月29日に評議員選任・解任委員会を開催したが、当委員会議事録を作成していなかった。今後は運営細則第12条に基づき、委員会議事録を作成する。各委員の委嘱手続きを実施した。</p> <p>各評議員の委嘱書及び評議員就任承諾書を徴求し、委嘱手続きを実施した。</p> <p>定時評議員会の開催日時及び場所、議案事項、招集通知に発送日・方法等について理事会にて決議していなかった。今後は、法令及びガイドラインに基づき適正に招集・運営を実施する。</p>	

平成29年6月以降、毎会計年度終了後開催された定時評議員会の議事内容について、法令で定める議事録が作成されていない。

定時評議員会については、開催された日時及び場所、決議に必要な評議員の出席者数又は賛成者数による成立、定款に定める承認・決議事項の結果等について議事録を作成し、適正に定時評議員会を運営すること。

(会計管理)

平成28年度決算、平成29年度決算、平成30年度決算において、期末預貯金残高及び積立資産残高は、金融機関の預金残高証明書等による残高照合がされずに計算書類及び財産目録が作成されている。

また、平成30年度決算の計算書類及び財産目録の預貯金残高額は、本部普通預金通帳残高額と一致せず、不適切な会計処理が認められた。

平成27年4月1日付の現行経理規程は、平成29年新会計基準及び関係通知等を反映した内容となっていないことから、理事会承認のうえ現行経理規程を改正すること。

平成27年4月1日を最後に、経理事

平成29年6月以降、毎会計年度終了後開催された定時評議員会の議事録を作成していなかった。今後は法令及びガイドライン及び評議員会運営規程に基づき適正に招集の手続、運営を実施し、法令に定める定時評議員会議事録を作成する。

(会計管理)

平成28年度、29年度、30年度決算の残高証明書を金融機関より徴求し、残高計数が一致していたことを確認した。今後は、計算書類及び財産目録の預貯金残高は、預貯金通帳及び残高証明書との照合による確認を適正に実施する。

令和2年3月25日付理事会承認のうえ新経理規程を作成した。

平成27年4月1日以降、経理事務に関

務に関する業務分担の任命辞令等を交付していない。又、経理規程で定める内部経理監査についても平成 28 年 5 月 28 日以降実施した記録がない。明確な業務分担を定め会計管理体制を構築し、内部経理監査を実施すること。

平成 28 年度国庫補助金等特別積立金明細書（別紙 3 ⑦）については、貸借対照表及び事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金額と相違して作成され、平成 29 年度国庫補助金等特別積立金取崩額については、相違して倍額を取崩し、法人単位貸借対照表に計上されていた。平成 30 年度においては、貸借対照表の前年度末次期繰越増減差額と平成 29 年度事業活動計算書の次期繰越増減差額が一致していない。会計基準に則り適正に計算書類等を作成すること。

する業務分担の任命辞令等を交付していなかった。明確な業務分担を定め、会計管理体制を構築する。

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度決算において計算書類等の一部に計数の不一致があった。今後は専門家の支援による計算書類等の作成や決算処理に誤りがないか確認する。